

令和3年度 地域共生型の地熱利活用に向けた 方策等検討会への意見

日本地熱協会

2021年8月10日

□ 全般的意見

- 本検討会は、内閣府「再生可能エネルギー等に関する規制の総点検タスクフォース（以下、TF）（第8回、2021.4.27開催）」の**まとめを損なうことがないようにすべき**
- TFのまとめの最大のポイントは「**公園内の開発目標の策定（導入促進）**」であり、この目標値は環境省と経済産業省が協調して設定されるものと認識
 - ※目標値は「施設数」ではなく「発電設備容量（kW）」であるべき
- 目標達成には、公園と地熱の共生を図る必要があり、本検討会では、**保護サイドと開発サイドが協同して、そのために必要な措置は何か、そのことに対する検討会の成果**となるべき

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	自然公園を中心とした地熱発電の導入目標の策定	新たな2030年度の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、各種課題の克服を前提としつつ、経済産業省の協力も得て、 自然公園を中心とした地熱発電の導入目標を策定 する。	順次検討・結論・措置	環境省

(出典) 規制改革実施計画 (2021.6.18 閣議決定) p49抜粋

□ エネルギー基本計画（素案）

＜参考資料＞ 更なる検討を踏まえた再エネの導入見通し

- 再エネ導入量については、これまでの検討を踏まえ、現時点で具体化されつつある政策を最大限・確実に実施することで到達する水準として、7/13に3,126億kWhを提示。その上で、46%削減に向けて、もう一段の野心的な取組が必要との指摘をいただいた。
- これを踏まえ、現行ミックス水準に届いていない電源について現行ミックス達成に向けた施策強化を講じるとともに、責任省庁による施策具体化・加速化を前提に、その効果が実現した場合の野心的なものとして200～400億kWhの追加導入を見込み、合計約3,300～3,500億kWh（36-38%）の再エネ導入を目指す。（【】内は中心となって施策の検討を進める省庁）
 - ① 系統増強等を通じた風力の導入拡大【経済産業省】
 - ② 地域共生型再エネ導入の推進【環境省・農林水産省】
 - ③ 民間企業による自家消費促進【環境省】
 - ④ 地熱・水力等における現行ミックスの達成に向けた施策強化 等

※上記以外の施策についても検討中。また、200-400億kWhの個別の施策効果の内訳は精査中。

GW (億kWh)	これまでの合計		更なる 追加見込み量	合計	現行ミックス 水準
	4/13政策強化	7/13追加導入			
太陽光	87.6GW (1,090) +a	100.0GW (1,244)			64GW (749)
陸上風力	15.3GW (291)	15.9GW (302)			9.2GW (161)
洋上風力	3.7GW (107)	3.7GW (107)			0.8GW (22)
地熱	1.0GW (45)	1.5GW (68)	200～400程度	3,300～3,500程度	1.4-1.6GW (102-113)
水力	50.6GW (934)	50.6GW (934)			48.5-49.3GW (939-981)
バイオマス	7.3GW (436)	8.0GW (471)			6-7GW (394-490)
発電電力量 (億kWh)	2,903億kWh +更なる検討	3,126億kWh	200～400億kWh程度	3,300～3,500 億kWh程度	2,366～2,515 億kWh

13

(出典) 2021年7月21日第46回基本政策分科会

資料1 エネルギー基本計画（素案）の概要 資源エネルギー庁

□ 個別意見

- 自然公園法の個々の論点について、**「優良事例と認められる施設の許可基準及び審査要件の更なる明確化」は、柔軟な対応が困難になることから、現状より厳格化の方向**になることを懸念、地熱促進には繋がらないものと思慮

【環境省国立公園課との個々の論点に関する打合せ時の日本地熱協会主張（7/27）】

- 個別の議論ではなく、環境省通知の「地熱開発の基本的な考え方」に記載されている**「原則として認めない」**については削除。「環境配慮対策を講じる場合は容認する」に見直して頂きたい（先決事項）
- その上で、**「どのような工夫や考え方をすれば良いのか」といったことを例示**頂くとともに、環境配慮への取組みに係る事例の充実を図ることは重要
- 一方、地熱事業者としては、**地熱開発と自然環境との調和**を図ることは重要であることは認識しており、その上で**双方が建設的な議論を行っていくことが必要**

参考：自然公園法に係る要望

規制改革要望の骨子

- 国内の地熱資源は、その約80%が国立公園などの自然公園内に賦存。自然公園内での開発が、地熱発電の導入促進に大きく影響する。

	要 望	現状・問題点
<p>審査の寛容化 (基本的な考え方 の見直し)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 風致景観へ配慮した設計や敷地造成を行うケースについては容認願いたい。 ※ 「地熱開発は、特別地域等の国立・国定公園の自然環境保全上重要な地域及び公園利用者への影響が大きな地域では原則として認めない(国立・国定公園内における地熱開発の取扱い、環境省)」の記載について「環境配慮対策を講じる場合は容認する」など、前向きな記載に見直し願いたい。 ➤ また、上記考え方を踏まえた上で、ガイドラインの内容を見直し(容認する考え方や工夫の明示、事例の充実などを含む)願いたい。 	<p>環境配慮対策を計画するものの、主要な視点場(登山道や山頂など)から視認されることで掘削基地の造成や発電所設置が容認されないケースが散見され、調査断念や計画の大幅見直しなど、開発への影響が生じたり、対応に苦慮している状況がある。</p>
<p>発電所詳細計画 提出のタイミング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 調査初期段階(地表調査や調査井掘削時点)での発電所詳細計画(設計を伴うような具体的なレイアウトなど)の提出を不要化願いたい。(調査段階に応じた内容の提示として頂きたい) 	<p>地域によっては、調査初期段階(地表調査や調査井掘削時点)において、発電所の詳細レイアウトの提出を求められケースがあるが、調査初期段階では発電規模も決まっておらず、情報が不足しており、提出が困難である。</p>

(出典) 2021年4月27日第8回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース
資料2 地熱発電に関する温泉法・自然公園法規制改革要望 日本地熱協会

参考：自然公園法に係る要望

◆ 国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて

平成27年10月2日 環自国発第1510021号
各地方環境事務所長、各都道府県知事宛 環境省自然環境局長通知

1. 自然環境保全等のための基本的な考え方

(1) **地熱開発は**、特別地域等の国立・国定公園の自然環境保全上重要な地域及び公園利用者への影響が大きな地域では**原則として認めない**。特に当該公園の景観を維持するために特に必要があるときに指定される自然公園の核心部ともいべき特別保護地区、及び特別保護地区に準ずる自然景観を有し特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域である第1種特別地域においては、その指定の趣旨を踏まえて厳に認めないこととする。

2. 国立・国定公園内の各地権区分における地熱開発の段階ごとの取扱いについて

(2) 第2種特別地域及び第3種特別地域

ウ（前略）以下に掲げるような特段の取組が行われる事例を選択した上で、その取組の実施状況等についての継続的な確認を行い、**真に優良事例としてふさわしいものであると判断される場合は**、掘削や工作物の設置の可能性についても**個別に検討した上で、その実施について認めることができるものとする**。

・（中略）

・発電所の高さの低減、蒸気生産基地の集約化、配管の適切な取り回しなど、当該地域における自然環境、風致景観及び公園利用者への影響を**最小限にとどめるための技術や手法の投入、そのための造園や植生等の専門家の活用**